



発行 東京都

目次

告示

○河川区域の変更による廃川敷地等……………
……………（建設局河川部指導調整課）…一

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………三

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………三

公告

○開発行為に関する工事完了……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三

告示

●東京都告示第二百十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法
施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基
づき、次のとおり告示する。

なお、関係図書は、令和元年七月十日から起算して二週
間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十日

東京都知事 小池百合子

一 河川の名称

多摩川水系一級河川山入川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和元年七月十日

三 廃川敷地等の位置

八王子市美山町七百六十七番七地先から同所七百六十

七番八地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

別図表示のとおり

別図

多摩川水系一級河川山入川廃川箇所
八王子市美山町地内

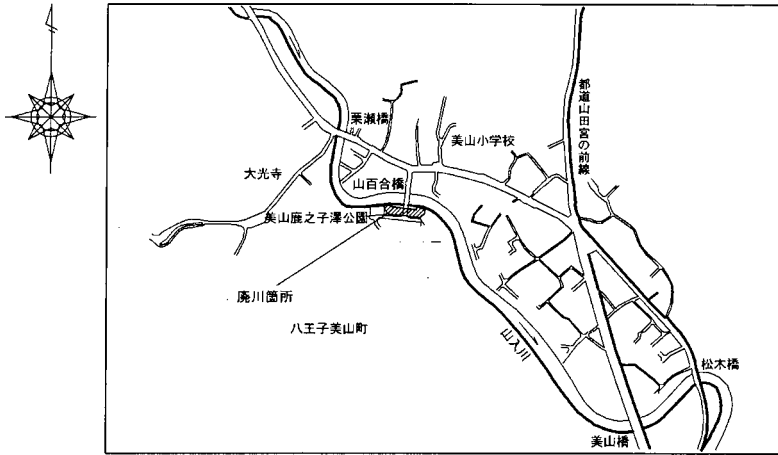


廃川敷地等(河川管理施設を含む。)

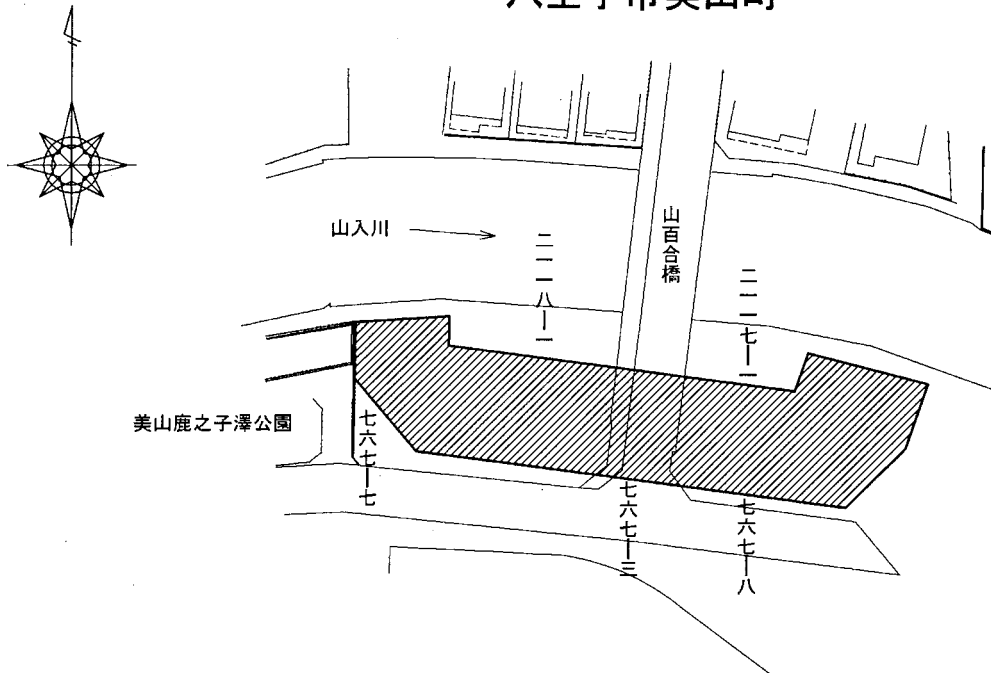
廃川面積

九九二・四六平方メートル

案内図



八王子市美山町



告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年七月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

聖カタリナ病院 中央区晴海三丁目七番十号

ニチイホーム不動産 品川区西五反田五丁目二十二番十三号

特別養護老人ホームグラ 品川区南品川四丁目二番三十二号

アーキミづほ 八王子市みなみ野五丁目三十番

みなみ野病院 八王子市みなみ野五丁目三十番

三号 町田市山崎町二千五十五番地一

グランハート悠々園 町田市山崎町二千五十五番地一

●東京都選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号))

においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和元年七月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

SOMPONEア ラヴィー 墨田区江東橋五丁目九番一

レ錦糸町

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年七月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西多摩郡瑞穂町大字駒形富士 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ

山字藤沢久保四百六番及び四 崎二千四百四十二番地

百八番一の一部 東昭ハウジング株式会社

立川市砂川町五丁目四十四番 代表取締役 小山 昭夫

一の一部 立川市砂川町二丁目五十九番地の一 株式会社ムサシ田中企画

代表取締役 田中 太

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

